

「緑の募金」街頭募金協力員の心得（R6）

1 「緑の募金」は、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」（「緑の募金法」と言われています）に基づいて実施しています。

主催者：公益社団法人 北海道森と緑の会 後援：北海道、北海道森林管理局

2 「緑の募金」の使われ方

「緑の募金」は、「緑の募金法」第2条に定める森林の整備、緑化の推進に使われます。

例えば、
・台風などで被害を受けた森林の再生 ・放置された森林への植樹や保育
・学校、公園、街路などの公共的な場所での植樹 ・森林体験学習
・標語、ポスターの懸賞募集などの緑化思想の普及啓発

などに使われています。

3 「緑の募金運動」の期間

春期の「緑の募金運動」は、4月15日から6月30日までを集中的に呼びかける期間として実施します。

なお、秋期は、全国一律に9月1日から10月31日となっております。

4 街頭募金活動を行うにあたっての留意点

(1) 募金活動の方法

参加者は、募金箱と緑の羽根・ペーパークリップなどを台に乗せ、のぼり旗を横で支えて、呼びかけを行います。（感染症予防のため、あまり人と接触しないよう留意願います。）

通行人への呼びかけは、大声を張り上げないで、皆で声を揃えて、例えば次の様に呼びかけて下さい。

・「緑の募金」にご協力をお願いします。 ・みどり豊かな街並みにしましょう。
・街路樹や公園の緑をみんなで守りましょう。

「緑の募金運動」のスローガンは「緑の募金で進めよう SDGs」です。

街頭募金は、胸に羽根をつけて「心の緑を育てる」運動であることから、不快感を与えないように、節度のある態度で接して下さい。

なお、破損した羽根やゴミなどは投げ捨てないで持ち帰って下さい。

また、活動中は絶対に募金箱のフタを開けないで下さい。

(2) 募金者へのお礼

協力をいただいた方に緑の羽根、ペーパークリップなどを自ら取っていただき、「ご協力ありがとうございます。」と礼をして下さい。

(3) 募金活動後の報告

募金活動が終了したときは、寄附金及び募金資材を責任者の指示に従い、引継ぎしてから解散して下さい。

5 その他

(1) 服装 街頭は風が冷たいので、温かい身繕いをして参加して下さい。

(2) 活動 募金は公共の歩道上で行い、デパート・お店の入口、地下街入口の前、赤れんがテラスの広場内や大通公園内では実施しないでください。

6 緊急時の連絡先

・北海道森と緑の会：011-261-9022 ・事業担当 綾部（携帯）：090-1648-5463